(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人青森県りんご協会ホームページ(以下「りんご協会ホームページ」 という。)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の基本原則)

- 第2条 りんご協会ホームページに掲載する広告はバナー広告(ウェブページに張る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンク可能な広告をいう)とし、次の事項を兼ね備えなければならない。
- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) りんご協会ホームページの広告媒体として、公共性及び当協会の信頼を損なう恐れのないもので、 りんご生産者に不利益が生じる恐れのないものであること。

## (広告の掲載基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する広告(広告主の指定するリンク先のホームページを含む)を掲載しないものとする。
  - (1) 政治性のあるもの
  - (2) 宗教性のあるもの
  - (3) 選挙に関するもの
  - (4) 意見広告
  - (5) 名刺広告
  - (6) 社会的問題についての主義主張
  - (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (9) 青少年の健全育成に反するもの
- (10) 求人広告
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (13) りんご協会が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号) に違反するもの
- (15) 前各号のほか、国、県、市等が制定した関係諸法規に違反するもの
- (16) 国、県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告 主の広告
  - (17) その他りんご協会ホームページへの掲載が適当でないとりんご協会長が認めるもの

(広告の規格、掲載位置等)

第4条 広告の規格、掲載位置等は原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズは、縦50ピクセル、横240ピクセル、100KB以下を原則とする。
- (2) 形式は GIF、JPEG 又は PNG とする。
- (3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくならないように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない。
  - (4) 掲載位置は、りんご協会ホームページのトップページの掲載位置のみを原則とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、3か月単位とする。

2 広告掲載期間中、りんご協会の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載 期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主が広告掲載を申込む場合は、りんご協会が広告枠の契約を締結している事業者と広告主 とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行う ものとする。

(広告内容の修正、掲載の取消等)

第7条 りんご協会長は、広告の内容がこの要綱に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

- 2 りんご協会長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消すことができる。
- 3 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、りんご協会は一切の責任を負わない。

(りんご協会の行う広報活動と広告主との関係)

第8条 りんご協会長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

問い合わせ

公益財団法人 青森県りんご協会

〒036-8093 弘前市城東中央 3-9

TEL: 0172-27-6006 FAX: 0172-27-6008